

## 2023-9 税務・労務・法務情報

### (RMC2023-80) VAT0%適用Q&A 逐条要約

#### (目的)

RR2023-03に規定されている「登録輸出事業者の国内調達に関するVAT0%取り扱い」のQ&Aとして解説するものである。

#### (背景)

RR2023-03により、国内調達に係るVAT0%適用について事前承認申請が不要とされた。しかし、BIRにより直接的・排他的に使用されたものかどうかの事後検証が行われる。よって、本規則はRR2023-03執行上のガイドラインを解説するものである。

#### 登録輸出事業者との取引について

(Q1.) RR2023-03の発効日は？ (A1.) 2023年4月28日とする

(Q2.) 事前承認制度はなくなったのか？ (A2.) RR2023-03の発効後は不要

(Q3.) 登録輸出事業者の国内調達に係るVAT0%適用要件は？

(A3.) 直接的・排他的を要件とし、RR2023-03のネガティブリストに該当しないもの

(Q4.) 直接的・排他的要件を満たすが、ネガティブリストに該当する場合の救済措置は？

(A4.) 直接的・排他的が証明されればIPAはVAT0%証明書を発給することができる。

しかし、BIRの事後調査を排除するものではない。

(Q5.) VAT0%適用のために、国内販売業者が登録輸出事業者から求めるべき書面は？

(A5.) IPAが登録事業者に対して発行したVAT%証明書により、国内調達のVAT0%適用

がされるのであるが、登録輸出事業者は、以下の書面を将来のBIR事後調査に備え販売者に提供されなければならない

1. IPAが発行したVAT0%証明書
2. 所轄税務署が発行したCOR
3. IPAが発行したCOR
4. 登録輸出事業者の宣誓供述書(登録輸出事業に直接的・排他的使用する旨)

(Q6.) RR2023-03 発効前に提出済みのVAT0%適用申請書で、未承認のもの取り扱い？

(A6.) 将来のBIR事後調査を条件として、申請書提出時点でVAT0%とする。

(Q7.) RR2023-03 発効前の取引の取り扱い？

(A7.) 要件を満足していても、事前承認がない場合は、VAT12%課税取引となる

(Q8.) VAT0%申請が否認されている場合、RR2023-03の発効により承認されるか？

(A8.) 否

(Q9.) VAT0%承認申請が否認された取引についてのVATは還付請求の対象となるか？

(A9.) 否、翌期以降に繰り越し控除

(Q10.) 将来の税務調査上、考慮される点は？

(A10.) 以下が検討される。 1. 登録輸出事業者が所轄税務署に適切に登録されていること

2. 登録輸出事業者がIPAに適切に登録されていること 3. IPAからVAT0%証明書が発行されていること 4. 取引を証明する各種書面

5. 物品の配送先が登録事業者の登録場所であること 6. その取引がVAT0%課税取引に該当するものであること

(Q11.) 販売者はどのように直接的・排他的使用であることを確認できるのか？

(A11.) 購入登録事業者の宣誓供述書による

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)